

令和8年2月19日

伊丹市住宅政策課

荒牧第7団地敷地内駐車場使用に係る質問に対する回答

番号	該当資料名	質問	回答
1	募集要項 P2 3.(5)	月額使用料の支払時期を教えてください。 例えば、前月に前払いの場合、市都合による使用許可取り消しが月初に発生した場合も既納の使用料は還付なしとなるのでしょうか。	令和8年3月分は令和8年4月末、令和8年4～6月分は令和8年7月末までに納付していただく予定です。 なお、市都合による使用許可取消が発生した場合、その状況により還付の是非を判断します。